

令和 2 年

第 9 回国立市農業
委員会総会議事録

国立市農業委員会

令和2年第9回国立市農業委員会総会日程

1. 日 時 令和2年10月23日 午前10時開会
午前11時30分閉会

2. 場 所 国立市役所2階 議会委員会室

出席者

- | | | |
|-----------|----------|----------|
| 1. 遠藤 利光 | 2. 遠藤 良信 | 3. 北島 直芳 |
| 4. 小鹿倉 薫 | 5. 佐伯 達哉 | 6. 澤井 武 |
| 7. 鈴木 政久 | 8. 関 貞雄 | 9. 関 藤子 |
| 10. 田中 賢治 | | |

事務局

- | | | | |
|-------|-------|----------|--------|
| 事務局長 | 堀江 祥生 | 農政係主任 | 名古屋 悠 |
| 農政係主事 | 吹春 雄章 | 会計年度任用職員 | 澤田 恵美子 |

3. 議事録署名委員の指名

4. 専決処理の報告

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書 3件

5. 議題

- (1) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書 1件
(2) 相続税の納税猶予に関する適格者証明書 1件

6. 協議事項

- (1) 農地利用状況調査の結果について
(2) 稲作体験学習会について
(3) 令和2年度北多摩優秀農業経営者表彰候補者の推薦について
(4) 国立市都市計画審議会委員の推薦について

7. 報告事項

- (1) 生産緑地買取申出に対する取得のあっせんについて 2件
(2) 生産緑地買取申出についての国立市の対応について 1件
(3) 「第47回農業委員会等功労者」並びに「令和2年度農業功労者」表彰事業について
(4) 第40回農業後継者顕彰書類選考会の結果について
(5) 旧本田家住宅解体復元工事の際の部材保管庫建設候補地について

8. その他

【遠藤会長】 おはようございます。ただいまから農業委員会総会を始めさせていただきます。1番の議事録署名人ですけれども、関藤子委員、田中賢治委員、よろしくお願ひ致します。2番の専決処理の報告ということで、事務局、お願ひ致します。

【事務局長】 専決処理の報告ですが、4条転用が3件です。まず1件目ですけれども、1ページをご覧ください。議案番号3、届出者氏名・住所、土地の所在、地目、面積、転用の目的、転用の時期、周囲の状況は記載のとおりです。案内図は2ページをご覧ください。次に、2件目と3件目ですけれども、こちらは親子でそれぞれ所有されている農地の届出ということですので、併せてご説明させていただきます。2件目ですけれども、資料の3ページをご覧ください。議案番号4、届出者氏名・住所、土地の所在、地目、面積、転用の目的、転用の時期、周囲の状況は記載のとおりとなります。案内図は4ページをご覧ください。3件目ですけれども、資料の5ページをご覧ください。議案番号5、届出者住所・氏名、土地の所在、地目、面積、転用の目的、転用の時期、周囲の状況は記載のとおりとなります。案内図は6ページをご覧ください。専決処理の報告は以上です。

【遠藤会長】 ありがとうございます。現地確認を田中委員にお願ひしていますので、報告をお願ひ致します。

【田中委員】 9月22日に3件とも現地を確認してまいりました。特に問題はありませんでした。以上です。

【遠藤会長】 ありがとうございます。何かご質問はありますか。ないようでしたら原案どおりです。3番の議題に入ります。(1)農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書、1件、よろしくお願ひ致します。

【事務局長】 資料の7ページをご覧ください。議案番号8、譲渡人氏名・住所、譲受人氏名・住所、土地の所在、地目、面積、権利の内容、転用の目的、転用の時期、周囲の状況は記載のとおりとなります。案内図は8ページをご覧ください。以上となります。

【遠藤会長】 ありがとうございます。澤井委員、報告をお願ひ致します。

【澤井委員】 10月9日に現地を確認しました。問題ありませんでした。

【遠藤会長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【遠藤会長】 ありがとうございます。続きまして(2)相続税納税猶予に関する適格者証明、1件、お願ひ致します。

【事務局長】 こちらは資料の9ページをご覧ください。相続税の納税猶予に関する適格者証明書になりますけれども、番号1、被相続人に関する事項の住所、氏名、職業、相続開始年月日、被相続人の所有面積は記載のとおりとなります。番号2、農地等の相続人に関する事項の住所、氏名、職業、生年月日、被相続人との続柄、相続開始の時にける被相続人との同居・別居の別、相続開始前において農業に従事した実績の有無、特例の適用を受けようとする農地等の明細、農業経営の開始年月日等は記載のとおりとなります。特例の適用を受けようとする農地等の明細は11ページの別表1の明細書のとおりとなります。今後引き続き農業経営を行うことに関する事項は12ページの営農確約書のとおりとなります。案内図は13ページをご覧ください。以上です。

【遠藤会長】 ありがとうございます。10月15日に、私と佐伯委員と澤井委員の3人で現地調査を致しました。特に問題はございませんでした。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【遠藤会長】 4番の協議事項に入ります。(1)農地利用状況調査の結果について、ご報告をお願い致します。

【事務局】 こちらは、資料14ページ、15ページが令和2年度の農地利用状況調査の結果となります。先日はパトロールをありがとうございました。東班と西班、両方ともに指導が必要であろうというものに関して一覧表を書かせて頂きました。番号、氏名、所在地、面積、不適正な点等をご確認頂きまして、この場で修正等がありましたらお願い致します。

(対応協議)

【遠藤会長】 修正等はございますか。無いようなので指導対象者へは、文書もしくは口頭での通知とさせていただきます。次に(2)稲作体験学習会について、よろしくお願ひします。

【事務局】 資料19ページをご覧ください。こちらは令和2年度稲作体験学習会の主な予定になっています。先日の10月16日の稲刈り、掛け干し、ありがとうございました。続いて11月の月上旬頃に脱穀等をやりたいと思いますので、この場にて脱穀のスケジュール調整をよろしくお願ひ致します。また、11月24日(火)、ゲストスピーカーBプランの調理実習は一小で予定されておりますのでお願ひ致します。以上です。

【遠藤会長】 今日の委員会が終わってから脱穀する予定でしたけれども、11月上旬だったら乾いていると思います。気候のほうも、例年だったらある程度落ち着いてくるから、1日から7日の間で、平日だと、2、4、5、6ですけれども、その辺でよろしいでしょうか。では、皆さんがいらっしゃると思いますので日程を決めさせて頂きたいと思います。

(協議)

【遠藤会長】 では、4日の13時30分です。脱穀機は、佐伯委員と鈴木委員、もみすり機は、佐伯委員と鈴木委員、機械関係はお二方にお任せ致します。

【関(藤)委員】 予備日はいいのですか。

【遠藤会長】 では、予備日が6日の13時30分、よろしくお願ひ致します。続きまして、(3)令和2年度北多摩優秀農業経営者表彰候補者の推薦について、お願ひします。

【事務局】 資料20ページをご覧ください。こちらは北多摩地区農業委員会連合会のほうから、令和2年度の北多摩地区優秀農業経営者表彰候補者の推薦について依頼が来ています。推薦期限が令和2年12月1日(火)で、推薦人数が1名、提出書類が推薦調書1部となっています。続きまして21ページをご覧ください。こちらは北多摩地区農業委員会連合会優秀農業経営者表彰規定となっています。表彰対象者、要件の第2の部分で、(1)表彰対象者は、原則として個人が対象となっていて、農業経営を行う者で、その範囲は別表として22ページに記載があります。21ページに戻りまして、(2)の表彰要件ということで、次の各号のいずれかに該当する、推薦日において過去10年以上当該農地で農業を営む45歳以上の者となっています。アが、農業経営等に関連し創意工夫を行い、経営上投下資本、労力に対する効率の高い経営を行う者、イ、農家の生活改善でその効果顕著な者、ウ、その他、農業経営等につき特に優秀と認める者となっています。推薦期限が令和2年12月1日とお話をさせて頂きましたが、こちらは推薦調書を提出する期限となっていますので、推薦者を決めてからこの推薦調書を作成するまでの期間を考慮致しますと、誠に急で

申し訳ないのですが、11月4日、脱穀の日までに、できれば推薦者を頂きたいと思っています。どうぞよろしくお願い致します。なお、36ページの後の別-1から別-4が過去の推薦者の一覧表となっています。以上です。

(協議)

【遠藤会長】 では、Aさんを、遠藤委員から打診してみてください。

【遠藤(良)委員】 分かりました。

【遠藤会長】 よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【遠藤会長】 (4) 国立市都市計画審議会委員の推薦について、よろしくお願いします。

【事務局】 資料23ページをご覧ください。国立市長から国立市都市計画審議会委員の推薦について依頼が来ています。こちらは遠藤利光会長のほうで都市計画審議会委員としてご尽力頂きました。また引き続き国立市都市計画審議会委員にご推薦くださいますようお願いするという依頼文になっています。任期が令和2年12月1日からの2年間となっています。こちらの推薦についてこの場でご協議頂きたいと思います。よろしくお願い致します。

【遠藤会長】 前にもお話ししましたが、農業委員会の会長が歴代ずっととなっているみたいなので、皆さんがよろしければそのまま私のほうで引き続き受けさせて頂きたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【遠藤会長】 ありがとうございます。それでは7番の報告事項に入ります。(1) 生産緑地買取申出に対する取得のあっせんについて、2件、お願い致します。

【事務局】 まず1件目、資料24ページをご覧ください。こちらは国立市長からあっせんについて照会が来ています。1、申出者、所在地及び地目・面積は記載の通りでございます。案内図は26ページをご覧ください。また、買取りの有無については、令和2年11月20日(金)までとなっていますので、あっせんをお願い致します。続きまして2件目ですが、資料27ページをご覧ください。申出者、所在地及び地目・面積は記載の通りでございます。案内図は資料29ページをご覧ください。こちらにつきましてもあっせんをよろしくお願い致します。また、買取りの有無が、令和2年11月27日(金)までとなっています。以上となります。

【遠藤会長】 ありがとうございます。農家で農地が欲しいという方がいましたら、打診して頂きたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【遠藤会長】 (2) 生産緑地買取申出についての国立市の対応について、お願いします。

【事務局】 資料30ページと31ページをご覧ください。これは10月12日に開催されました庁議の資料の抜粋となります。庁議とは、市長、副市長、教育長といった理事者と、それから部長級以上の職員が出席する会議で、市全体に係る取組の実施の可否などを決定する場となっています。その会議で、9月30日付けで生産緑地の買取り申出がありました城山さとのいえの右側に隣接する生産緑地を城山公園エリア拡張のため市が公有地化を進めるという決定がなされました。場所ですけれども、31ページの左下の図1をご覧ください。こちらの赤く塗り潰されているところが買取り申出がありまして、市が公有地化を進める農地ということになります。これは前回の総会の中で従事者証明が出た生産緑地となります。この市が買い取った後の農地の利用につきまして

は、30ページの3番の当該地の活用方法に記載がございますけれども、城山さとのいえの農業体験事業用地として利用していくということになっています。説明は以上となります。

【遠藤会長】 ありがとうございます。今、体験農園として使用している場所の隣ですが、体験農園が拡張するかどうか分かりませんが、さとのいえのほうで今後利用をしていくということですのでご報告申し上げます。(3)「第47回農業委員会等功労者」並びに「令和2年度農業功労者」表彰事業について、よろしく申し上げます。

【事務局】 こちらにつきまして、「令和2年度農業功労者」として、10月15日に、会長と事務局にてBさんを訪問しましてご了承を頂きました。以上になります。

【遠藤会長】 Bさんが引き受けていただきましたので、今、その推薦の準備をしている段階です。「第47回農業委員会等功労者」は該当なしです。(4)第40回農業後継者顕彰書類選考会の結果について、よろしく申し上げます。

【事務局】 こちらは資料32ページ、33ページとなります。先日、第40回農業後継者顕彰候補者として、国立市としてはCさんを推薦させて頂きました。経営における役割や地域活動等で活躍、将来に対する高い経営意欲が伺え、審査の結果、別紙候補者に対して現地で聞き取り調査を実施致しました。実施日が10月6日で、調査員の方と事務局とで、Cさんに現地調査を行いました。以上です。

【遠藤会長】 ありがとうございます。ということですので、Cさんに今後も頑張ってもらいたいと思います。(5)旧本田家住宅解体復元工事の際の部材保管庫建設候補地について、申し上げます。

【事務局長】 では、教育委員会生涯学習課の職員のほうからご説明をさせていただきます。

【教育委員会】 教育委員会生涯学習課の井田と申します。本日はどうぞよろしくお願い致します。資料の34ページをご覧ください。「生産緑地をお貸しただけませんか～旧本田家住宅解体復元工事の際の部材保管庫建設候補地を探しています～」という見出しのものでございます。国立市教育委員会では、現在、甲州街道沿いの府中寄り、国立インター入口交差点の少し西側になるのですが、旧本田家住宅、江戸時代からの旧家がございまして、そちらの解体復元工事業の、今、設計の段階に入っています。本田家住宅を解体いたしまして、解体した部材を建て直すときになるべく使うという流れがございますので、一度解体した部材を保管するための保管庫の建設用地を現在探しているところでございます。その中で生産緑地をお貸し頂けないかというところですが、資料34ページの要件というところをご覧くださいでしょうか。要件は6点ございまして、①から⑥の全てを満たす候補地を探しています。1つ目としましては、まず生産緑地に指定されていること、2つ目と致しまして、田んぼではなくて畑であること、3つ目と致しまして、土地が都市計画法上の準工業地域内にあることということで挙げさせて頂いています。お手元に参考資料と致しまして都市計画図をお配りをさせて頂いています。この中の準工業地域というのが紫色の区域になりまして、青柳地域から国立市の南部にかけてが、この地域になり、準工業地域であることが、要件として必要になってきます。詳しい地域については後ほどご覧頂ければと思います。資料のほうに戻りまして、4つ目の条件と致しまして、来年、令和3年7月から当面の間お貸し頂けることというのが条件でございます。5つ目と致しまして、300～600平方メートル程度のまとまった土地をお貸し頂けること、6つ目と致しまして、プレハブではございますけれども、200平方メートル程度の倉庫を建てさせて頂きます。また、予定ではありますが、4トントラックが出入りしても問題ないということをや要件として挙げさせて頂いています。今日は説明は致しませんけれど

も、通常の生産緑地ですと農業をしなければならないというところがございますが、例外としての条文関係を記載させていただきましたので、後ほどご覧頂ければと思います。資料の35ページをご覧ください。貸して頂く場合の賃料と固定資産税の目安ということで記載させて頂いています。賃料でございますけれども、市のほうの基準がございまして、年間1平方メートル当たり150円程度となっています。面積別の賃料の目安ということで表に書かせて頂いていますので、参考にご覧頂ければと思います。併せまして、貸して頂いている期間の固定資産税、都市計画税でございますが、こちらはお貸し頂くことで生産緑地が外れるというわけではないのですけれども、生産緑地内に建物を建てた場合の課税額に変更になります。目安と致しましては、35ページの下の表にございますとおり、例えば300平方メートルですと、年間1万5,000円程度というところになってきます。次のページに移らせて頂きまして36ページでございます。お貸し頂いた土地をお返しする際はというところですが、当然ではございますけれども、原状回復でお返しさせていただきます。また、お返しさせて頂いた次の年からは生産緑地の畑の扱いの課税額に戻るというところになります。今後のスケジュールでございますが、本日、この場でご説明させて頂いてまして、期間として短いのですが、もしご希望ですとかご質問ですとか、ご興味がある方がいらっしゃいましたら、10月30日（金）までにご連絡頂ければと思います。その後、11月に入りましたら、農業委員会の事務局と相談をさせて頂きながら、個別の農家さんに当たらせて頂くことがございますので、ご了解頂ければと思います。最初に申しましたけれども、もし委員の皆様の中で情報をお持ちですとか、また農家さんの中でご興味のある方、ご質問のある方がいらっしゃいましたら、連絡先にありますとおり、国立市教育委員会生涯学習課の社会教育・文化財担当の私、井田のほうまでご連絡頂ければと思います。簡単ですが、説明は以上でございます。

【遠藤会長】 これは、猶予を受けている人はどうなるのですか。税務署との協議は。

【教育委員会】 税務署には確認はしていないのですけれども、たしか猶予でも大丈夫だったと記憶しています。

【遠藤会長】 市だから大丈夫だと思うのですが、事前協議は必要でしょう。

【教育委員会】 もしそのような場合は事前に私どものほうから確認いたします。

【田中委員】 準工業地域で、なおかつ畑のところは、生産緑地でも限られてしまいますね。

【鈴木委員】 これは準工業地域でなければダメなのでしょう。

【教育委員会】 そうです。準工業地域とさせて頂いていますのは、倉庫を建てられるというところで、例えば第一種低層住居専用地域などですと、倉庫が建てられないというところになりますので、準工業地域に限らせて頂いているというところですよ。

【事務局】 賃料は、固定資産税を含んだような設定という意味合いですか。

【教育委員会】 そうですね。例えば300平方メートルになりますと、賃料としては大体4万5,000円程度お支払いさせて頂いて、ただそのうち1万5,000円程度が固定資産税としてお支払い頂くようになってしまいますので、実質のところは3万円というところになります。

【遠藤会長】 4トントラックだと8メートルぐらい道路が必要ですか。

【教育委員会】 6メートルあれば大丈夫です。

(協議)

【遠藤会長】 情報がありましたら提供して頂きたいと思います。よろしくお願い致します。

(「はい」の声あり)

【教育委員会】 貴重なお時間を頂きましてありがとうございました。

【遠藤会長】 8番のその他に入りたいと思います。農業委員会と農業者との意見交換会・座談会の実施について、お願いします。

【事務局】 前回の9月の総会のときに、11月19日（木）か20日（金）のいずれかで意見交換会をやりましょうということで事務局が調整を続けてきました。会長をはじめ一部の委員の方と相談をさせて頂いた結果、これまでお話しさせて頂いたのが認定農業者の皆さんと農業委員会との意見交換会ということだったのですけれども、また同じような企画で、市長と認定農業者の皆さんとの勉強会というものも別途企画がございまして、昨年度までは別枠で2回やっていたのですが、今年は目的もいろいろとかぶってくる場所がありそうなので、三者が一堂に会して勉強会兼意見交換会という形で開催をできないかということで、企画を調整させて頂くことになりました。今、その形で認定農業者の方々に19日と20日のどちらがご都合がよろしいですかというお伺いをしていますので、恐らく来週末までには決定するかと思います。そうしましたら、農業委員の皆様にも改めてどちらかの日程になりましたということでお伝えさせて頂きたいと思います。恐らく夜間に1時間ほど時間を頂くことになると思いますが、今年度は認定農業者の皆様と、市長も含めて、あと事務局も、農協の方々もご一緒することになると思います。大所帯になりますが、会場はここを想定しています。貴重な時間を頂くことになりますので、議題等も事務局でしっかり考えて、せっくなのでいい時間にできるように企画してまいりたいと思いますのでよろしくお願い致します。報告は以上です。

【遠藤会長】 ありがとうございます。それでは、次、よろしくをお願いします。

【事務局】 9月の農業委員活動記録カード集計結果を報告させて頂きます。A「総会、全員協議会」9件、B「農業委員会・農業会議」の会議・研修等9件、D「資料・調査票の配付・回収」7件、E「市民・学校教育等との交流活動」9件、F「現地確認」7件、合計41件となります。以上です。

【遠藤会長】 ありがとうございます。続いて、11月の総会日程について、お願いします。

【事務局】 11月の総会日程の候補と致しまして、11月25日（水）10時から、11月26日（木）10時から、11月27日（金）10時から、この3つを上げさせて頂きます。よろしくお願い致します。

（協議）

【遠藤会長】 では、26日、10時ということでよろしくお願い致します。他にありますか。

【事務局】 今、農業委員会だよりの進捗状況としてコピーを配らせて頂いています。ご相談させて頂きたいことがありまして、1ページの北多摩農業委員研修会に出席しましたという記事ですが、先ほど、11月の19日、20日に農業者勉強会があるということが決まりましたので、こちらの記事に変更したほうがよろしいのかと思っています。いかがでしょうか。

【遠藤会長】 今、事務局から言われたように、ちょうど11月の農業者勉強会がありますので、その内容を載せたらということですがすけれども、研修会に参加したというよりは、国立市の農業者の考え方も取り上げていくというようなことで、会合の報告を載せたらどうかと個人的には思いますけれども、いかがですか。

（「異議なし」の声あり）

【遠藤会長】 では、そういうことでお願いします。

【事務局】 ありがとうございます。記事のほうは事務局のほうで書かせて頂くということでしょうか。

(「はい」の声あり)

【事務局】 ありがとうございます。以上です。

【遠藤会長】 ありがとうございました。総括して何かあれば承りますけれども、ないようでしたら、総会を閉会と致します。本日はどうもありがとうございました。

——了——